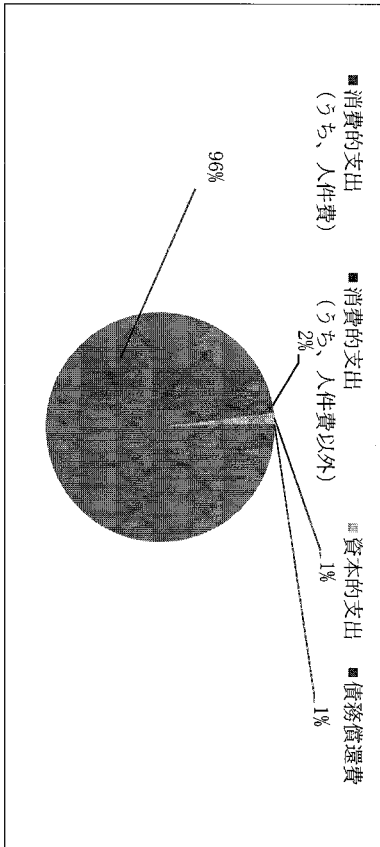


(2) 都支出金の使途について

都の小・中学校に対する支出金について、主な項目の構成比率を表したのがグラフB1-5-3である。このグラフのとおり、都支出金の使途は、人件費が96%を占めていることが分かる。

グラフ B1-5-3 平成25年度の都支出金の使途別構成比



都が設置者となっている学校数(254校)よりも区市町村が設置者となっている学校数(1,919校)の方が格段に多いことから、都が負担している区市町村立学校の人件費は、都立学校の人件費よりも多くなることが容易に想像できる。

表 B1-5-1 のとおり、区市町村が設置者である学校の教職員総数(52,241人)は、都が設置者の学校の教職員数(17,540人)の約3倍である。

また、平成25年度の学校教育費の都支出金のうち、人件費部分を学校種別に整理すると、表 B1-5-2 のとおりとなる。

表 B1-5-1 学校数と教職員数

設置者	区分	学校数	教員数	職員数	教職員総数	
区市町村教育委員会	小学校	1,296校	31,038人	4,232人	35,270人	
	中学校	617校	15,064人	1,627人	16,691人	
	中等教育学校(区立)	1校	76人	10人	86人	
	特別支援学校(区立)	5校	152人	40人	193人	
	中学校通信制	(1校)	1人	-	1人	
	合計	1,919校	46,332人	5,909人	52,241人	
	都教育委員会	中学校	5校	113人	7人	120人
		高等学校	188校	9,843人	1,071人	10,914人
		中等教育学校(都立)	5校	335人	26人	361人
		特別支援学校(都立)	56校	5,594人	502人	6,096人
高等学校専攻科		(1校)	-	-	-	
高等学校通信制		(3校)	45人	4人	49人	
合計	254校	15,930人	1,610人	17,540人		

(平成26年度公立学校統計調査報告書東京都公立学校一覧 平成26年5月1日現在より監査人が作成)

(注1) 教員数は、本務者で寄宿舎指導員、実習助手、臨時的任用(妊娠出産休業補助、育児休業補助、引継期間、妊娠障害代替)教員及び地方公務員法第22条第2項に基づく教員を含む。

(注2) 職員数は、本務者で臨時的任用(妊娠出産休業補助及び育児休業補助)職員を含む。

(注3) 中学校通信制、高等学校専攻科及び高等学校通信制は、中学校及び高等学校に併置されているため、学校数はそれぞれの学校数の内数である。

表 B1-5-2 平成25年度の学校種別の都支出金の人件費

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	中等教育学校	専修学校
0	229,027	123,386	115,602	46,598	3,630	2,057

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

(注1) 高等学校に集計している金額は、全日制、定時制、通信制の人件費を合算した値である。

(注2) 中等教育学校及び特別支援学校の種類は、区立及び都立の学校を合算した人件費である。

小・中学校の人件費と高等学校の人件費を比較した場合、小・中学校の人件費は、高等学校の人件費の約3倍であることが分かる。

(3) 都立学校のバランスシートについて

① 都立学校別バランスシートの状況について

会計上のバランスシートは一般的には貸借対照表と和訳されるが、教育庁が言う「バランスシート」ないし「都立学校バランスシート」は、貸借対照表、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書を総称している（以下、「バランスシート」という。）。このバランスシートは、平成14年度7校及び平成15年度66校の試行作成を経て、平成16年度から都立学校全校において正式に作成され、これが各学校の学校要覧に記載されている。このような取組は全国でも先進的な事例であり、非常に高く評価することができる。

都立学校バランスシートの作成目的は、教職員のコスト意識の向上、公表による説明責任の遂行にある。

**教職員のコスト意識の向上**

バランスシートの作成結果を基に、教職員をはじめ、生徒・保護者に学校のコスト情報を説明することで、教職員のコスト意識の向上を図る。コスト意識を持った学校教育活動を推進することにより、都民に信頼される魅力ある都立学校経営を確立する。

**公表による説明責任の遂行**

各都立学校のバランスシートを学校経営計画及び学校経営報告とともに年次報告として公表することにより、教育活動にどれほどの財政が投入され、どれだけ成果が出ているかについて、都民への説明責任を果たす。

また、「都立学校の自己評価指針」によれば、「職員会議等を通じて都立学校バランスシートについて教職員の理解を深め、さらに単年度で見た数値傾向、同種同規模の他校との数値比較、また経年変化の値の推移等により、学校課題を把握することで共通理解を図り、教職員のコスト意識をもった学校教育活動を進めていくことが必要である」ともされている。

平成25年度決算分の「都立学校バランスシート」は、教育庁ホームページで平成27年10月中旬に公表されている。なお、貸借対照表、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各項目についての説明資料も添付されており、また都立学校を大きく2区分（附属中学校・中等教育学校を含んだ高等学校と特別支援学校の2区分）に分け、当該2区分された都立学校を合算した情

報（1校当たりの平均運営コスト、生徒1人当たりの平均運営コスト）も開示している。

表B1-5-3及び表B1-5-4は平成27年10月中旬に公表されている「都立学校バランスシート」を一部抜粋したものであるが、この学校別のバランスシートは、単年度の情報にとどまっておらず、「都立学校自己評価指針」が求める経年変化の数値の比較情報がないこと、また同種同規模の他校との比較がしやすい形での情報開示とはなっていないことから、情報の活用面で改善が必要である。



## ② 学校別バランシートの分析について

## 1校当たりの貸借対照表数値の3期比較

高等学校 1校当たりの貸借対照表数値について、バランシートを用いて3期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。  
高等学校 1校当たりの貸借対照表数値は、表B1-5-5のとおりであり、その推移をグラフにしたものがグラフB1-5-4である。

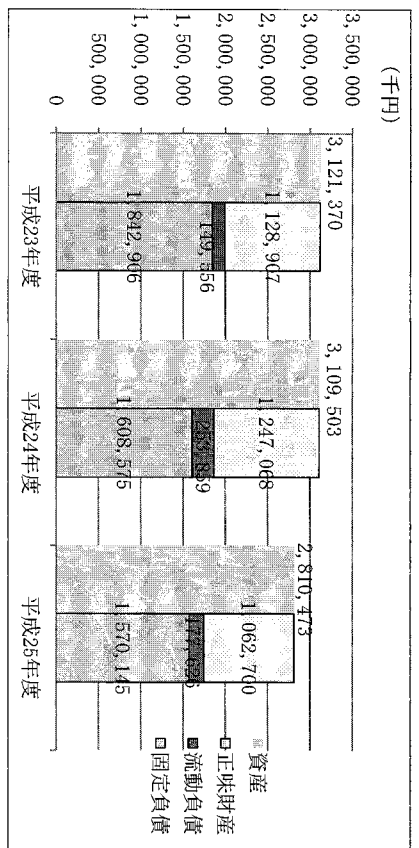
表B1-5-5 高等学校 1校当たりの貸借対照表推移

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度 A	平成25年度 B	増(△) 減	
				B-A	増(△)
資産	3,121,370	3,109,503	2,810,473	△299,030	
流動資産	0	0	0	0	
収入未済額	0	0	0	0	
固定資産	3,121,370	3,109,503	2,810,473	△299,030	
土地	1,281,713	1,287,583	1,295,272	7,689	
建物	1,757,154	1,742,838	1,461,963	△280,875	
その他(重要物品)	15,957	14,767	14,613	△154	
建設仮勘定	66,544	64,313	38,623	△25,689	
負債	1,992,462	1,862,434	1,747,772	△114,662	
流動負債	149,556	253,859	177,626	△76,233	
短期借入金(都債)	149,556	253,859	177,626	△76,233	
固定負債	1,842,906	1,608,575	1,570,145	△38,430	
長期借入金(都債)	1,064,285	938,824	930,428	△8,396	
退職給与引当金	778,620	669,750	639,716	△30,034	
正味財産	1,128,907	1,247,068	1,062,700	△184,368	
(うち正味財産増減額)	103,661	111,976	△187,817	△299,794	

(平成23年度～平成25年度「都立学校バランシート」より監査人が作成)

グラフB1-5-4 高等学校 1校当たりの資産、負債及び正味財産の推移



表B1-5-5及びグラフB1-5-4を見ると、資産のうち建物については、減価償却の進行、除却損の計上により帳簿価額が減少していることが分かる。なお、除却損については、現状行政コスト計算書上で開示していないが、「公表の必要性については今後検討する」との回答を教育庁から得ている。

一方、負債のうち借入金(都債)については、都債発行による新規の借入れがなく、償還が進んでいることから減少している。

負債のうち退職給与引当金については、当年度末に在職する教職員が当年度末に退職すると仮定した場合に必要な金額を個人別に把握した後に一度全校分を合算し、人数比で各学校に按分している。平成19年度決算からは、新規校については前述の算定方法と同様であるが、既存校については、各校の前年度計上額に各校の教職員数前年度比と個人別に把握している退職手当額の全部立学校総額に前年度計上額総額との比率を乗じることで算定している。

現状の新規校の算定方法では勤続年数が異なっても教職員の人数が同じであれば基本的には同額の退職給与引当金が計上されてしまう。また、既存校について、前述の算定方法によると各校別の算定額合計は個人別に把握している退職手当額の全部立学校総額と必ずしも一致しない。

この点、個人別の要支給額を把握している以上、その金額を積み上げて各学校別の退職給与引当金とした方が、教職員の勤続年数等の実態をより適切に表すものと考えられる。